

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】マイナンバーカードが健康保険証の代わりに見えるようになると聞きました。仕組みについて教えてください。

(72歳、男性)

保険証代わりにマイナカード

出を避けられるなどの利点があります。加えて、政府が運営



かなくともよくなりません。国税電子申告・納税システム(e-TAX)との連携で確定申告も簡単になります。

ただ、これらはマイナンバー通知書では利用できません。マイナンバーカードを取得し

ネット介して資格確認 今月運用開始 普及これから

きるようになります。薬の重複を防いだり、検査結果を見ながら薬の投与量を調整したりできるようになるメリットがあります。政府は今後さらに、共有できる医療情報の拡大を目指すとのことですが、安心安全な医療を提供する上でも、重要な役割を果たすものと考えます。

【回答】厚生労働省は20日から、マイナンバーカードを用いた健康保険オンライン資格確認を開始しました。医療機関を受診した際にマイナンバーカードを提出すると、インターネットを通じて被保険者の資格を確認することができます。

保険資格の正しい利用は国民皆保険制度の根幹をなすものです。医療機関において本制度を利用することで、変更があった資格を速やかに知ることができ、

過誤請求の防止に役立ちます。

被保険者にとっては転職・結婚などのライフイベント後、健康保険証の発行を待たずに医療機関を受診できるようになります。急な入院などの場合でも、手間のかかる高額医療費制度の申請を行わずに、一時的な多額の支

するマイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」を利用して、自身が処方を受けた薬や特定健診の結果を、パソコンやスマートフォンで、いつでもどこでも見ることができるようになります。さらに医療費通知情報を管理できるため、毎回領収書を保存してお

た上で、健康保険証として利用するための手続きが必要となります。ちなみに医療機関受診時に12桁のマイナンバーを聞かれることはありませんので、注意してください。

この仕組みでは医療側も、受診した患者さんの薬の服用履歴や健診情報を迅速に確認で

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

(県医師会)